省　令

○文部科学省令第二十三号

スポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成十年法律第六十三号）第五条の二の規定に基づき、スポーツ振興投票の実施等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年八月九日

文部科学大臣　盛山　正仁

スポーツ振興投票の実施等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

スポーツ振興投票の実施等に関する法律施行規則（平成十年文部省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（特定対象試合等に係る基準） **第一条の二**　法第五条の二の文部科学省令で定める基準は、次のとおりとする。 一　国又は地域における代表として編成されるサッカーチーム若しくはバスケットボールチーム又は選手としての役務の提供に対し報酬を得る者をその構成員とすることができるサッカーチーム若しくはバスケットボールチーム相互間において行われるサッカー又はバスケットボールの試合又は競技会であること。 二～四　［略］	（特定対象試合等に係る基準） **第一条の二**　法第五条の二の文部科学省令で定める基準は、次のとおりとする。 一　指定組織に所属する者が編成するサッカーチーム若しくはバスケットボールチーム（その所在する国又は地域における代表として編成されるものに限る。）又は保有するサッカーチーム若しくはバスケットボールチーム（選手としての役務の提供に対し報酬を得る者をその構成員とすることができるものに限る。）相互間において行われるサッカー又はバスケットボールの試合又は競技会であること。 二～四　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、公布の日から施行する。